

議案第 26 号

平成 21 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成 21 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,683,125 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		973,368 <sup>千円</sup>
	1 使用料	973,367
	2 手数料	1
2 国庫支出金		119,000
	1 国庫補助金	119,000
3 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
4 繰入金		766,171
	1 繰入金	766,171
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		307,575
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑収入	307,573
7 市債		517,000
	1 市債	517,000
歳入	合計	2,683,125

## 歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		2,050,992 <small>千円</small>
	1 運 営 費	1,179,007
	2 施 設 整 備 費	871,985
2 公 債 費		627,133
	1 公 債 費	627,133
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	2,683,125

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北部市場 施設整備事業	千円 122,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場 施設整備事業	395,000			
合 計	517,000			